

令和3年度 緑区対話集会開催概要（6月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
1	<p>原山1-16-10付近の交差点は、原山小学校の登下校の通学路で、約250名の児童が右側通行を守って、車の往来が多い生活道路を横断しております。</p> <p>登校時は右側通行で横断歩道を通行できますが、下校時は横断歩道が右側にないため、一度左側に横断し、横断歩道を通行した後、再度右側に戻るような状態ですので、両側に横断歩道を設置することを要望いたします。</p>	<p>ご要望いただきました「横断歩道の設置」につきましては、浦和東警察署交通課が所管となります。緑区役所くらし応援室にて令和3年4月21日(水)に現場を確認し、5月11日(火)に浦和東警察署の担当者に要望書を提出いたしました。</p>
2	<p>近年、原山・道祖土地区周辺は急激に人口が増加しておりますが、市民が災害時に避難できるような大型の避難所がありません。</p> <p>このような状況では、大災害が来た時には尊い生命を守ることができず、安心安全な市民生活を送ることができません。一昨年の台風第19号の際には地区外の方も避難してきており、これからも受け入れていかねばなりません。</p> <p>また、昨年以來流行している新型コロナウイルス感染症対策で、避難所の開設・対応も大きく変わり、学校では少ない人数しか受け入れができません。</p> <p>このため、大型避難所を原山地区(原山2丁目25番地、旧与野フード渋谷駐車場)に防災拠点として、是非とも新設していただきたく、要望いたします。</p> <p>災害避難時以外は、地域のコミュニティ施設として、市民の文化活動に利用できると考えています。よろしく願いいたします。</p>	<p>・避難所施設の整備について</p> <p>本市では、発災時に市民の皆さまが差し迫った危機から逃れる場を提供するため、学校等の公共施設を指定緊急避難場所や指定避難所として指定しておりますが、指定にあたっては、夜間を含めた災害発生時に市職員により迅速かつ確実に避難所の開設が行えるよう、既存の市有施設を指定しているところであります。</p> <p>また、災害の規模や被害の状況により、指定避難所だけで避難者を受け入れることが困難な場合には、指定されていない市の公共施設などを二次避難所として開設することとしており、県や国、民間事業者とも、災害時の施設開放や避難者の受け入れについて協定を締結し、二次避難所としての活用を図っております。</p> <p>「公共施設マネジメント計画」の基本方針である「ハコモノ三原則」により、公共施設の新設整備を控えているため、ご要望の防災拠点の新設整備は困難であります。今後とも民間事業者との協定等により避難所の確保に努めてまいります。</p> <p>【総務局 危機管理部 防災課】</p> <p>・コミュニティ施設の整備について</p> <p>コミュニティ施設については、「公共施設マネジメント計画」に基づき、原則一つの行政区につき、2施設整備することとしております。</p> <p>緑区では、プラザイーストと美園コミュニティセンターが整備済みのため、現在のところコミュニティ施設の新設予定はありません。</p> <p>【市民局 市民生活部 コミュニティ推進課】</p>
3	<p>道祖土小学校南門から原山市民プール側を抜ける市道に隣接している旧埼玉県警官舎の空き地が、交通安全上また防災上の重大な阻害要因になっています。</p> <p>道幅が市道の要件である4mの幅は確保できていますが、当該地点では約90°に道が蛇行しているため、車の行き違い上で死角が生じています。道祖土小学校の学童の登下校路ですが、さいたま市が作成した「道祖土小防犯安全マップ」上でも「注意が必要な個所」と注記されています。</p> <p>令和元年11月に、本空き地の所有者である埼玉県警本部(総務部財務課)と協議し、上記の実情を説明し、約1m程度の道路後退の検討を画面にて依頼しました。令和2年4月、当該部門の担当者より道路後退にはコンクリート塀の撤去等かなりの費用(概算三千万円)がかかるため、現状難しいとの返事がありました。</p> <p>当空き地は十数年間放置された状態で、雑草が道路側に迫り出すなど、交通安全、防犯防災、環境面での問題が多くあります。特に交通安全上面では深刻で前後の人家ブロック等で車両による当て逃げ物損事故が2年間で3件ありました。小学校の登下校で学童が交通事故に巻き込まれる危険も潜在しています。</p> <p>このまま空き地の状態が継続するのであれば、埼玉県警とさいたま市の行政官で協議いただき、土地の所有権移管も視野にさいたま市として公園緑地化を検討いただけませんか。協議の結果、県警として土地の有効活用を進めているのであれば、適切な安全を担保いただくようお願いいたします。(一昨年11月時点では土地活用は未定でした。)</p>	<p>・公園の整備について</p> <p>本市では、身近な公園が不足する地域等に、子どもからお年寄りまで、歩いて行ける範囲に誰もが安心して利用できる身近な公園整備を推進しております。</p> <p>ご相談の地域は、近くに駒場運動公園があるため、優先的に公園を整備するエリア(身近な公園整備方針の公園空白地域)に該当せず、市全体の公園整備の地域バランスを考慮すると困難でありますので、御理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>【都市局 都市計画部 都市公園課】</p> <p>・現道の交通安全対策について</p> <p>緑区役所くらし応援室では、交通安全対策の必要性を鑑み、令和2年8月22日(土)に路面に赤枠ベンガラの表示を施工したほか、注意喚起の看板や「対向車に注意」の横断幕を設置しました。現在、更に効果的な交通安全対策が図れるよう検討しているところです。</p> <p>【緑区役所 くらし応援室】</p>